



将来について今から 考えてみませんか？

問 未来開発課 ☎(57)4178

最近、増加している空き家。

皆さんの大切な財産である家や土地。誰も住まず、そのままにしておく選択肢もありますが、人が住まなくなった家は傷みやすいと言われます。

これは決して他人事ではありません。離れて暮らす家族や親戚の住宅が「空き家」になる可能性もあり得ます。突然、降りかかるかもしれない空き家問題に対処できるよう、この機会に「家の将来」について考えてみませんか？

「空き家」になる理由

空き家になるには、下記のような様々な状況が考えられます。

- ・相続した物件に住まない場合
- ・ひとり暮らしをしていた親が亡くなった場合
- ・ひとり暮らしをしていた親が施設に入所した場合
- ・親が高齢となり、子どもの家に同居した場合
- ・転勤になり家族で引っ越しをした場合
- ・別の場所に家を新築した場合など

「空き家」になることを予防するには？

建物がしっかりとした形で受け継がれていくためには、相続や売買を通じて所有者が変わった時に、新しく相続した所有者が建物や敷地を適切に管理していくことが必要になります。そのためには土地や建物の所有者が誰なのか明確になっている必要があり、登記などの手続きが重要になります。

また、いつのまにか「空き家」になってしまっていたという事態にならないよう予防することも大切です。「空き家」になってから話し合いを始めるのではなく、あらかじめ相続に関する取り決めを明確にしておくことで安心です。

※相続等の手続きなどで不明な点は、司法書士などの専門家にご相談ください。

広報の相談コーナーにも相続相談など行っているところを掲載しております。

「空き家」の所有者になってしまったら、どうすればいいの？

空き家の管理は所有者(相続者)の責任となりますので、所有者(相続者)になったら適正に管理しなければなりません。空き家を所有したら早めに対応することが重要です。

- ・家族や親族などで話し合いをして、管理者を決めましょう
- ・土地、建物の登記が本来の所有者になっているか確認しましょう
- ・売買や賃貸など新たな利用方法を考えましょう
- ・利用が難しい建物は解体して、土地を有効利用することも考えましょう

空き家含む不動産全般の相談会が開催されます！

参加は無料です。ぜひご活用ください。(※毎月偶数月の第二火曜日に開催予定です)

不動産に関するさまざまな事柄についてのお悩みや疑問についての相談会を開催します。
事前予約制となりますので、相談の際はご予約の上、お越しください。

開催日	8月11日(火) ①9時～10時 ②10時～11時 ③11時～12時
会場	野木町役場 本館2階大会議室
対象者	野木町在住者
定員	先着3組(※各回1組)
相談員	栃木県宅地建物取引業協会県南支部理事